

3 環 活 第 204 号

令 和 3 年 7 月 14 日

経 済 産 業 大 臣 殿

愛 知 県 知 事

知多火力発電所7，8号機建設計画 環境影響評価方法書についての
知事意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市長（知多市長及び東海市長）の意見は、別添2のとおりです。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響・リスク対策グループ

電 話 052-954-6211（ダイヤルイン）

知多火力発電所 7, 8 号機建設計画 環境影響評価方法書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的事項

（１）事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。

特に、温室効果ガス排出量削減の観点から、できる限り発電効率の高いシステムの導入や関連施設の省エネルギー化に努めること。

（２）調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。

（３）環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音、振動

工事関係車両の運行計画の策定に当たっては、車両台数の抑制や平準化、低公害型の車両の積極的な使用、海上輸送への振り替えなどにより、沿道の生活環境に配慮すること。

3 動物

対象事業実施区域ではハヤブサの飛翔やとまり等の行動が確認されていることから、工事の実施に伴う生息環境への一時的な影響が懸念される。また、ハヤブサが高頻度で利用している既存の 2 本の煙突のうち 1 本を撤去し、より低い煙突を新たに 2 本設置する計画であることから、工事中及び供用時のとまり場の変化による生息環境への影響が懸念される。

このため、これらの影響について、専門家等の指導・助言を得ながら、適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討すること。

4 その他

（１）準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

（２）インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。



知環発第70号

令和3年6月7日

愛知県知事 様

知多市長 宮 島 壽 男



知多火力発電所7,8号機建設計画 環境影響評価方法書について

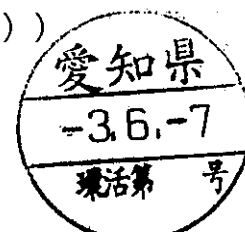
(回答)

令和3年5月21日付け3環活第128号で照会のありましたこのことについて、
環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業計画、工事計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう環境の保全のための措置を確実に実施するとともに、最新の知見・技術を導入するなど、できる限り温室効果ガス排出量の削減、環境影響の低減を図ること。
- 2 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。
- 3 工事関係車両の運行にあたっては、騒音、排ガスなど、沿道の生活環境への負荷の軽減に配慮するとともに、交通渋滞、通行障害の原因とならない運行計画の策定に努めること。
- 4 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。
- 5 準備書の作成に当たっては、市民にわかりやすい図書となるよう努めること。

(連絡先 環境政策課 電話0562-36-2660 (直通))





生第30号

令和3年(2021年)5月25日

愛知県知事 様

東海市長 花 田 勝 重



知多火力発電所7, 8号機建設計画 計画段階環境方法書について

(回答)

令和3年(2021年)5月21日付け3環活第128号にて照会のありましたことについて、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業計画の検討等に当たっては、生活環境を損なうことのないよう配慮すること。
- 2 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。
- 3 工事関係車両の通行に当たっては、大気汚染並びに交通騒音及び渋滞の軽減に努めること。

担 当 東海市役所 環境経済部

生活環境課 環境対策グループ

電 話 052-603-2211, 0562-33-1111 (内線 553)

メール kankyou@city.tokai.lg.jp

